

証券コード 9696
平成27年6月9日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町三丁目6番2号
KFセンタービル

株式会社 ウィザス
代表取締役社長 生 駒 富 男

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までまでに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォンタナ」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済対策及び金融政策により、企業業績や雇用情勢の改善が見られたものの、企業の設備投資や個人消費に弱さが見え、景気の先行きに不透明な状況が見られました。

当業界におきましては、少子化傾向の継続する中、顧客獲得競争がますます激化しており、サービス形態の多様化や資本・業務提携及びM&A等の業界再編の動きも、より一層顕著になっております。

一方で、少子化ではあるものの家計における教育費は増加しているとともに、小学生英語教育やICT教育の普及による需要の拡大、就学支援金制度の継続や大阪市における塾代助成事業拡大及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置拡充等の公的教育支援等、教育分野における需要拡大が期待される状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、最大の差別化策として、独自の意欲喚起教育「EMS」(The Educational Method of Self-motivation)に基づく顧客満足度の向上に取り組み、成績向上と希望進路の実現に注力してまいりました。

EMSとは、ウィザス40年間の指導経験に、最新の脳科学の研究成果を活かすことで確立した独自の意欲喚起教育のことで、プラス思考の重要性を理解し、実生活の身近なテーマから社会の仕組みを学び、今の勉強が将来の役に立つことを学ぶキャリア教育プログラムや前向きに勉強することの大切さを伝える指導により構成されております。このことにより、単に教科学習だけに終わらず、他者に支えられていることに感謝しながら、自己成長を図る高付加価値教育サービスを提供しております。

また、本格的な経営構造の改革に取り組み、教育ニーズの変遷に対応した商品ラインの整備、ICT活用による教え方や学び方の変革、適正校舎面積・要員数への転換、不採算校の統廃合等、更なるローコストオペレーションを推進してきたことにより、大幅なコスト削減を実現しました。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

(学習塾事業)

学習塾事業につきましては、顧客満足度向上に注力し、独自の意欲喚起教育EMSの展開と成績向上に柱をおいた指導をしております。また、校舎展開としては、投資回収スピードの早い個別指導教室を中心に新規4校を開校するとともに、移転4校、増床1校、減床2校、統廃合11校、業態転換4校によるスクラップ&ビルドを実施しております。

当連結会計年度の期中平均生徒数は前期末に12校の統廃合を実施した影響もあり、20,096名（前年同期比2.5%減）となりましたが、体験受講からの誘引や春期講習での生徒募集も好調であり、生徒数推移は回復傾向となっております。

これらの結果、売上高は82億15百万円（同2.2%減）となりましたが、不採算校の統廃合及びコスト削減に注力した結果、営業利益（セグメント利益）は13億29百万円（同23.1%増）となりました。

(高校・キャリア支援事業)

高校・キャリア支援事業につきましては、顧客ニーズの変遷に伴い、従来タイプの高卒認定通学コースは廃止し、高校事業中心のサービス提供に切り替えております。そのため、期中平均生徒数は6,750名（前年同期比1.9%減）となりました。しかしながら、ICT活用による指導方法の変革、適切な校舎面積と人員数へ転換するため移転1校、減床4校、統廃合1校を実施し、継続的な構造改革に取り組んだことにより大幅なコストダウンを実現しました。これらの結果、売上高は40億99百万円（同6.9%減）となりましたが、営業利益（セグメント利益）は6億47百万円（同157.1%増）となりました。

(その他)

その他につきましては、主に、幼児教育、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業に係る業績を計上しております。この内、速読を主体とするICT教育・能力開発事業が従来の民間教育機関関係への販売に加えて、学校法人、専門学校への販路拡大を進めるとともに、英語コンテンツの導入等、商品力の拡大を図っております。また、企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業につきましては、

大手ユーザー企業を中心に人材採用の拡大、または人材育成投資意欲の更なる高まりもあり、主力の金融機関向けだけでなく、製造業・サービス業に対するサービス力・提案力を向上させたことと、前期に固定費の削減及び固定資産減損を行った結果、大幅に採算性が改善されました。以上の結果、売上高が15億4百万円（前年同期比3.0%増）、営業利益（セグメント利益）は1億38百万円（前年同期は営業損失36百万円）となりました。

以上の結果として、当連結会計年度の売上高は138億19百万円（前年同期比3.1%減）となりましたが、経費削減に注力し、売上原価が99億11百万円、販売費及び一般管理費が29億31百万円、経費合計128億42百万円（同9.2%減）と大幅に低下し、営業利益は9億77百万円（同764.6%増）、経常利益は10億29百万円（同1,110.6%増）、当期純利益は3億62百万円（前年同期は純損失40百万円）となりました。

なお、平成27年5月12日付「平成27年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」におきまして、期初公表しておりました各利益項目を再度上方修正しており、営業利益・経常利益及び当期純利益において予想を上回る結果となりました。当連結会計年度に構築した収益構造をより一層強化し、今後の成長に繋げてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額（有形固定資産の他ソフトウェア等の無形固定資産を含む）は2億76百万円であります。

学習塾事業では、新規開校投資として18百万円、校舎の移転投資として19百万円、校舎の営業形態変更リニューアル等（増床含む）により30百万円、また顧客管理システム等のサーバ・ソフトウェア取得により8百万円を支出しております。

高校・キャリア支援事業では、キャンパスの移転投資として33百万円、校舎の営業形態変更等リニューアルにより29百万円、基幹システムの機能追加費用として18百万円、キャリア支援事業用の器具購入により2百万円を支出しております。

その他では、幼児教育部門における校舎リニューアル投資として1百万円、連結子会社における新規ソフトウェア及びICT関連のソフトウェア購入により89百万円を支出しております。

また、報告セグメントに分類されない本社管理部門で、東京本部の移転等により24百万円を支出しております。

報告セグメント別での設備投資の総額は、学習塾事業で75百万円、高校・キャリア支援事業で83百万円、その他で92百万円、報告セグメントに分類されない全社部門で24百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

前項設備投資に係る所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により充当しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社S R Jと株式会社グローバルゲートインスティテュートは、平成26年9月1日を効力発生日として、株式会社S R Jを存続会社とする吸収合併を行いました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分 の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経済状況は、原油価格の下落や雇用情勢の改善等、景気回復に向けて明るい兆しがある一方で、個人消費の伸び悩み等により、不透明な経済情勢が予想されます。

当業界におきましては、少子化の中、顧客の選別志向は更に高まり、同業他社や他業態との競争激化など、引き続き厳しい経営環境が続くものと考えられます。

このような中、当社グループでは「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンに基づき、飽くなき顧客満足度の向上に注力するとともに、ICTを活用した新サービスの提供を進めていくことで事業の拡大を図ってまいります。

学習塾事業におきましては、既存の集団・個別といった指導形態に加え、新規取り組み（ICTを活用した映像授業の配信との併用による一層の成績向上）を推進し、強固な事業基盤を構築してまいります。更に、投資回収スピードの早い個別指導校を中心とした新規15校の開校を計画しており、ドメインの拡大を図ってまいります。なお、既存事業の強化や新規ビジネスの展開等を行うために、全国規模で難関・有名中学への合格指導に定評のある株式会社浜学園と平成26年12月5日に業務提携契約を締結しており、両社が積み上げてきた指導や運営の優れた面を結合し、相互に顧客獲得のチャネルを増やすことで、競合力強化を図ってまいります。

高校・キャリア支援事業におきましては、地域全体を学校と捉えた教育（コミュニティ教育）の展開と、更に、今年度より通信制高校としての特色を活かし、ICT教育の本格的推進と魅力あるコースの拡充を図ってまいります。具体的には全生徒を対象にタブレット端末を貸与し、映像・音声による授業配信とともに、タブレット上でのレポート作成・提出・進捗管理を行うなど、教育効果を更に向上させ、生徒の飛躍的成長と競合他社との差別化を推進します。また、本格的な専門人材の育成に貢献するため、50年以上の実績を持つ芸能プロダクション「ワタナベエンターテインメント」が運営する「渡辺高等学院」と提携しました。このことにより、同校の生徒が当社高校生として本格的な芸能レッスンの受講が可能となるなど、サッカーに続き、ペット、美容コース等多様なコースを提供してまいります。

一方、競争力強化のため、ひき続き適正な校舎面積と要員数への転換を行い、次期につきましては、新規1校・減床5校を計画しており、当連結会計年度に構築したコスト低減による収益構造をより一層強化し、今後の成長に繋げてまいります。

その他では、速読を主体とするICT教育・能力開発事業において、従来のコンテンツに加えて、脳トレ認知症予防を目的とした大学医学部との連携によるシニア向け速読コンテンツの展開、マルチデバイス対応としてのタブレット商材の拡充等、商品力・対象層の拡大を図ってまいります。また、企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業においては、人材教育コンテンツの映像と電子カタログをミックスした戦略商品の投入とともに、直販だけでなく、人材研修企業とのコラボレーション及び代理店等の拡充により、販路拡大を図ります。

以上のように、当社は、中核事業である学習塾事業及び高校・キャリア支援事業の持続的成長を目指し、競合力をより一層高めてまいります。また、各分野にて推進するICTを中心とした教育サービスの高付加価値化に注力するとともに、速読を中心とした能力開発や企業向けICT教育分野の拡充を積極的に図り、グループのガバナンス体制の強化、シナジー効果の向上により、コーポレートビジョンの具現化を目指してまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第36期 平成23年度	第37期 平成24年度	第38期 平成25年度	第39期 (当連結会計年度) 平成26年度
売 上 高 (千円)	15,582,250	15,635,239	14,264,992	13,819,927
経 常 利 益 (千円)	797,064	241,448	85,995	1,029,936
当 期 純 利 益 (△は当期純損失) (千円)	135,618	△76,845	△40,773	362,826
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失) (円)	13.49	△7.64	△4.05	36.06
総 資 産 額 (千円)	14,299,701	13,495,864	12,505,954	12,489,948
純 資 産 額 (千円)	4,490,447	4,329,996	4,039,933	4,509,689
1株当たり純資産額 (円)	432.46	407.86	381.56	426.70

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(ご参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第36期 平成23年度	第37期 平成24年度	第38期 平成25年度	第39期 (当事業年度) 平成26年度
売 上 高 (千円)	12,545,373	13,133,470	11,961,660	11,474,496
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	633,637	157,355	△77,888	937,337
当 期 純 利 益 (千円)	203,746	89,552	19,009	317,041
1株当たり当期純利益 (円)	20.25	8.90	1.89	31.51
総 資 産 額 (千円)	11,675,870	12,193,577	11,573,463	11,470,375
純 資 産 額 (千円)	4,028,867	3,947,778	3,770,367	4,012,824
1株当たり純資産額 (円)	400.39	392.34	374.70	398.80

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 プ リ ー ズ	93百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 佑 学 社	53百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 学 習 受 験 社	25百万円	100.0%	同 上
株 式 会 社 S R J	65百万円	72.36% (20.0%)	I C T 教 育 ・ 能 力 開 発 事 業
株式会社レビックグローバル	81百万円	71.2%	企業内研修ポータル サイト・コンテンツ 開 発 販 売 事 業

(注1) 議決権比率の()は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外書しております。

(注2) 平成26年7月25日に株式会社SRJの株式10株(議決権比率1.82%)を市進ホールディングス株式会社に売却しております。

(注3) 平成26年9月1日に株式会社SRJと株式会社グローバルゲートインスティテュートは、株式会社SRJを存続会社とする吸収合併を行っております。

(11) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは総合教育サービス企業として、次の教育サービスを主たる事業として営んでおります。

- ① 幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導並びに能力開発指導を行う「学習塾事業」
- ② 広域通信制単位制高等学校の運営及び高等学校卒業程度認定試験（高認）合格のための受験指導を行う「高校・キャリア支援事業」

(12) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 主要な事業所

本社	大阪市中央区
東京本部	東京都港区
事業拠点	合計193カ所

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
学習塾事業	大阪府	松原天美校、堺初芝校、瓢箪山校、金剛校、百舌鳥校、他	124
	京都府	宇治小倉校、京田辺校	2
	奈良県	学園前校、王寺校、ファロス天理駅前教室、他	5
	兵庫県	武庫之荘校、ファロス伊丹駅前教室、他	9
	和歌山県	南海和歌山市駅校、紀ノ川校、ファロス南海和歌山市駅教室	3
	岐阜県	本荘校、早田校、那加校、陽南校	4
	広島県	広島本部長	1
小計	7府県		148
高校・キャリア支援事業	東京都	町田校、立川校、東京四ツ谷校	3
	千葉県	千葉校、柏校	2
	神奈川県	横浜校	1
	埼玉県	埼玉校	1
	山梨県	甲府校	1
	栃木県	宇都宮校	1
	群馬県	高崎校	1
	茨城県	水戸校、第一学院高等学校高萩校	2
	北海道	札幌校	1
	宮城県	仙台校	1
	秋田県	秋田校	1
	岩手県	盛岡校	1

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
高校・キャリア支援事業	新潟県	新潟校	1
	福島県	郡山校	1
	静岡県	静岡校、浜松校	2
	長野県	長野校	1
	富山県	富山校	1
	石川県	金沢校	1
	愛知県	名古屋校、豊橋校	2
	岐阜県	岐阜校	1
	三重県	四日市校	1
	京都府	京都校	1
	大阪府	大阪校	1
	奈良県	奈良校	1
	兵庫県	神戸校、第一学院高等学校養父校	2
	岡山県	岡山校	1
	広島県	広島校	1
	愛媛県	松山校	1
	福岡県	博多校、小倉校	2
	熊本県	熊本校	1
小計	30都道府県		38
その他	大阪府	高槻校、千里中央校、和泉のぞみ野校、岸和田校	4
	兵庫県	西宮校、宝塚校、御影校	3
小計	2府県		7
合計	31都道府県		193

② 主要な子会社の事業所（本店所在地）

(株)ブリーズ	大阪市中央区
(株)佑学社	大阪市生野区
(株)学習受験社	福岡市中央区
(株)SRJ	東京都港区
(株)レビックグローバル	東京都港区

(13) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	516名	53名減	40.9才	12.1年
女 性	156名	38名減	35.1才	7.4年
計または平均	672名	91名減	39.5才	11.0年

(注1) 当社の従業員数は520名（男性405名、女性115名）であります。

(注2) 上記のほか、非常勤講師1,966名及びパートタイマー264名（平成27年3月31日現在）がおりますが、総て当社の臨時従業員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	373,807千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	335,432千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	160,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	109,379千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	95,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	94,516千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	50,000千円

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年12月5日に、株式会社浜学園との間で、学習塾事業におけるサービスの相互協力と新ブランド、新コースの開発における業務提携を目的として業務提携契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,760,000株
- ② 発行済株式の総数 10,062,272株（自己株式377,728株を除く。）
- ③ 株主数 2,893名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヒントアンドヒット	1,238千株	12.30%
株式会社増進会出版社	626	6.22
ウィザス社員持株会	551	5.48
堀 川 直 人	466	4.63
堀 川 明 人	466	4.63
堀 川 一 晃	271	2.69
株式会社明光ネットワークジャパン	267	2.66
株式会社みずほ銀行	267	2.65
株式会社市進ホールディングス	220	2.18
日本生命保険相互会社	217	2.15

（注1）当社は、自己株式を377,728株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注2）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（注3）平成27年3月31日現在の株主名簿によるものであります。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	ほり かわ かず あき 堀 川 一 晃	(株)ブリーズ 代表取締役
代表取締役社長	い 生 こま とみ お 生 駒 富 男	
常務取締役	い 井 じり よし あき 井 尻 芳 晃	統括支援本部長 (株)学習受験社 代表取締役
取締役	やま ね じゅん いち 山 根 淳 市	第一教育本部長 (株)ブリーズ 取締役 (株)佑学社 取締役
取締役	たけ した じゅん じ 竹 下 淳 司	第二教育本部長
常勤監査役	こ ばやし ひろ あき 小 林 博 明	
監査役	すみ た ひろ こ 住 田 裕 子	弁護士 エビス法律事務所 代表 (株)アイディーエス 社外取締役 (株)東京スター銀行 社外取締役 特定非営利活動法人長寿安心会 代表理事 内閣官房情報保全諮問会議構成員
監査役	わか まつ ひろ ゆき 若 松 弘 之	公認会計士・税理士 公認会計士若松弘之事務所 代表 千葉県行政改革審議会 委員 千葉県コンプライアンス委員会 委員 (株)イースタン 社外監査役 (株)ミクシィ 社外監査役

- (注1) 監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
- (注2) 監査役住田裕子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士活動を通じ、企業を統治する十分な見識を有するものであります。
- (注3) 監査役住田裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注4) 監査役若松弘之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
菅野道夫	平成26年6月26日	任期満了	当社取締役

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人数	支給額	摘要
取締役	6名	94,788千円	—
監査役	3名	16,000千円	うち社外2名 6,000千円
計	9名	110,788千円	

(注1) 報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会において取締役は年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役は50,000千円以内と決議いただいております。

(注2) 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額4,328千円(取締役4,101千円、監査役226千円)を含んでおります。なお、当事業年度末における役員退職慰労引当金の総額は401,733千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役住田裕子氏は、エビス法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役住田裕子氏は、㈱アイディーエス、㈱東京スター銀行では社外取締役を、特定非営利活動法人長寿安心会では代表理事を、内閣官房情報保全諮問会議構成員を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

監査役若松弘之氏は、公認会計士若松弘之事務所の代表であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役若松弘之氏は、千葉県行政改革審議会委員、千葉県コンプライアンス委員会委員、㈱イースタン社外監査役、㈱ミクシィ社外監査役を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会には下記のとおり出席しております。

両氏は、弁護士、公認会計士・税理士としてそれぞれ専門的な見地から諸課題に対して発言するほか、常勤監査役（取締役会及びその他重要会議に出席）とは、平時において監査役としての指摘、確認事案が発生すれば、その都度検討を行い、監査役会としての意見を形成しております。

社 外 監 査 役	取締役会（20回）	監査役会（12回）
監 査 役 住 田 裕 子	13回	12回
監 査 役 若 松 弘 之	11回	11回

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約をしております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してはりましたが、前回改選時には適切な候補者を確保することができなかったことから、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、この度適任者を得ることができましたため、平成27年6月25日開催の当社第39回定時株主総会において社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

28,500千円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額は合計額で記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「決算業務合理化のための研修」についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について改定しております。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、会議や研修において全取締役及び従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。
- ② 取締役会については「取締役会規則」を定め、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令又は定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③ 監査役及び内部統制監査室は、各部門の責任者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令又は定款上に違反及び違反の疑義がある行為の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、コンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役に適宜報告する。
- ⑤ 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 「文書管理規程」を定め、保存・管理すべき情報の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定し、これに基づき当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、安全かつ検索性の高い状態で整

理・保存する。

- ② 前号の文書又は電磁的媒体は、本社において、取締役又は監査役からの閲覧要請に対して速やかに応じることができる状態で保管する。監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し、適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリー別ワーキンググループを設置し、各カテゴリーに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリーごとのリスク管理体制を確立する。
- ③ 不測の事態が発生した場合の手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリーのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を管掌する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。
- ② 各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社への報告を求めることにより、各子会社の経営管理を行う
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
- ③ 当社及び当社子会社間において、コンプライアンス体制、情報管理体制、リスク管理体制など各体制の統一化を図り、情報の共有化を行う。
- ④ 年2回、代表取締役から当社グループ全体の経営理念や運営方針を当社及び当社子会社の全取締役及び従業員に伝達することにより、企業活動の原点である法令遵守と社会倫理の遵守を徹底し、経営の効率化を確保する。
- ⑤ 監査役と内部統制監査室は、定期または随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- ⑥ 当社子会社においても、「社内通報保護規程」を適用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）を指名することができる。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役補助者は、その指名されている期間中、専ら監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役補助者は、その指名されている期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款に違反する行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覽し、確認すべき事項があれば取締役及び従業員に説明を求めるものとする。
- ③ 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
- ④ 監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室や会計監査人及び各部門の責任者並びに各子会社の監査役と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。
- ⑤ 当社グループ全体に「社内通報保護規程」を適用するとともに、監査役による社内相談窓口を設け、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑥ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役からの請求により所定の手続きを経て会社が負担する。
- ⑦ 監査役は、職務執行に必要な場合には、弁護士又は公認会計士等外部専門家と連携する。

(注) 監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改正前の基本方針であります。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年12月17日開催の取締役会におきまして、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備」を決議いたしました。社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念と「1／1の教育」という教育理念の下、「社会で活躍できる人づくり」を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究しております。具体的には、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、WEB、ICT等を活用した新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図り、株主・顧客・社員にその成果を高いレベルで還元できる企業づくりを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

加えて、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め（平成27年4月に一部改定）、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月16日開催の当社取締役会において(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「旧対応策」といいます。）の導入を決議いたしました。そ

の後、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を3年間更新することについて平成23年6月24日、平成26年6月26日開催の定時株主総会でそれぞれ株主の皆様への承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にて提出を求めます。次に、当社取締役会が意向表明書受領後、10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の60日以内の提供を大規模買付者に求めます。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合または大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「大規模買付情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成26年6月26日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されております。以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

(4) 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

(2) に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(3) に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨を当社定款に規定しております。これに伴い、取締役の任期を1年と規定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき8円とさせていただきます。すでに、平成26年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり5円50銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり13円50銭となります。

連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,975,102	流動負債	4,944,383
現金及び預金	3,940,808	買掛金	252,805
売掛金	144,440	短期借入金	310,889
授業料等未収入金	407,232	一年内償還予定社債	158,000
商品及び製品	27,086	一年内返済予定長期借入金	336,681
教 材	44,570	リース債務	21,779
原材料及び貯蔵品	7,265	未払金	389,775
繰延税金資産	91,508	未払法人税等	247,046
その他	351,859	未払消費税等	210,102
貸倒引当金	△39,669	前受金	2,579,453
固定資産	7,514,845	賞与引当金	154,344
有形固定資産	3,869,978	資産除去債務	8,506
建物及び構築物	2,758,320	その他	275,000
土地	934,550	固定負債	3,035,874
リース資産	89,244	社 債	230,000
建設仮勘定	5,911	長期借入金	696,595
その他	81,951	リース債務	109,796
無形固定資産	332,100	退職給付に係る負債	865,568
ソフトウェア	257,557	役員退職慰労引当金	16,453
のれん	6,337	資産除去債務	670,857
その他	68,205	その他	446,604
投資その他の資産	3,312,766	負債合計	7,980,258
投資有価証券	831,159	(純資産の部)	
長期貸付金	101,032	株 主 資 本	4,595,553
差入保証金及び敷金	1,217,673	資 本 金	1,299,375
繰延税金資産	404,631	資本剰余金	1,517,213
保険積立金	703,619	利益剰余金	1,922,689
その他	80,959	自己株式	△143,724
貸倒引当金	△26,308	その他の包括利益累計額	△301,963
資産合計	12,489,948	その他有価証券評価差額金	200,423
		土地再評価差額金	△650,054
		退職給付に係る調整累計額	147,667
		少数株主持分	216,099
		純資産合計	4,509,689
		負債及び純資産合計	12,489,948

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I. 売上高	13,819,927
II. 売上原価	9,911,252
売上総利益	3,908,675
III. 販売費及び一般管理費	2,931,546
営業利益	977,129
IV. 営業外収益	
受取利息	9,324
受取配当金	15,050
受取手数料	5,491
持分法による投資利益	44,118
イベンツ協力金収入	5,689
その他の	21,641
V. 営業外費用	
支払利息	29,887
貸倒引当金繰入額	9,502
その他の	9,117
経常利益	48,507
VI. 特別利益	1,029,936
固定資産売却益	462
関係会社株式売却益	1,026
持分変動利益	27,790
保険解約返戻金	28,711
その他の	2,000
VII. 特別損失	
固定資産除却損失	6,164
減損損失	362,549
その他の	12,769
税金等調整前当期純利益	708,444
法人税、住民税及び事業税	390,347
法人税等調整額	△42,743
少数株主損益調整前当期純利益	360,841
少数株主損失	△1,985
当期純利益	362,826

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	1,695,216	△143,724	4,368,080
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△135,840		△135,840
当期純利益			362,826		362,826
土地再評価差額金の取崩			486		486
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	227,472	-	227,472
平成27年3月31日残高	1,299,375	1,517,213	1,922,689	△143,724	4,595,553

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 金 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成26年4月1日残高	139,167	△649,568	△18,321	△528,722		200,575	4,039,933
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△135,840
当期純利益							362,826
土地再評価差額金の取崩							486
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	61,256	△486	165,989	226,758		15,523	242,282
連結会計年度中の変動額合計	61,256	△486	165,989	226,758		15,523	469,755
平成27年3月31日残高	200,423	△650,054	147,667	△301,963		216,099	4,509,689

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月26日

株式会社 ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第39期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 小林 博 明 ㊟

監査役 住 田 裕 子 ㊟

監査役 若 松 弘 之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,803,252	流動負債	4,403,125
現金及び預金	2,953,927	買掛金	30,428
授業料等未収入金	392,271	短期借入金	250,000
商品及び製品	5,678	一年内償還予定社債	158,000
教材	34,787	一年内返済予定長期借入金	244,429
原材料及び貯蔵品	7,098	リース債務	8,875
前払費用	179,773	未払金	470,726
繰延税金資産	78,173	未払費用	66,851
その他	159,256	未払法人税等	211,167
貸倒引当金	△7,715	未払消費税等	150,398
固定資産	7,667,123	前受金	2,504,955
有形固定資産	3,749,074	預り金	158,822
建物	2,651,694	賞与引当金	133,907
構築物	34,009	資産除去債務	8,506
車両運搬具	287	その他	6,056
器具及び備品	68,966	固定負債	3,054,426
土地	908,756	社債	230,000
リース資産	79,448	長期借入金	628,394
建設仮勘定	5,911	リース債務	77,844
無形固定資産	176,122	長期未払金	401,733
ソフトウェア	125,232	退職給付引当金	967,071
その他	50,890	資産除去債務	593,077
投資その他の資産	3,741,926	関係会社事業損失引当	116,101
投資有価証券	783,065	長期預り保証金	40,204
関係会社株式	538,164	負債合計	7,457,551
長期貸付金	232,489	(純資産の部)	
長期前払費用	27,716	株主資本	4,462,455
差入保証金及び敷金	1,164,428	資本	1,299,375
保険積立金	686,594	資本剰余金	1,517,213
繰延税金資産	430,254	資本準備金	1,517,213
その他	9,807	利益剰余金	1,789,591
貸倒引当金	△130,594	利益準備金	158,450
資産合計	11,470,375	その他利益剰余金	1,631,141
		繰越利益剰余金	1,631,141
		自己株式	△143,724
		評価・換算差額等	△449,631
		その他有価証券評価差額金	200,423
		土地再評価差額金	△650,054
		純資産合計	4,012,824
		負債及び純資産合計	11,470,375

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		11,474,496
II. 売 上 原 価		8,602,729
売 上 総 利 益		2,871,766
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,094,584
営 業 利 益		777,181
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,289	
有 価 証 券 利 息	6,380	
受 取 配 当 金	39,800	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	72,112	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益	33,715	
イ ベ ン ト 協 力 金 収 入 益	5,689	
そ の 他	22,891	187,880
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,285	
社 債 利 息	3,547	
そ の 他	2,892	27,725
経 常 利 益		937,337
VI. 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	462	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	9,475	
保 険 解 約 返 戻 金	28,711	
そ の 他	2,000	40,650
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	3,948	
減 損 損 失	344,018	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	11,769	
そ の 他	1,000	360,736
税 引 前 当 期 純 利 益		617,251
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	342,747	
法 人 税 等 調 整 額	△42,537	300,210
当 期 純 利 益		317,041

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 金	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
平成26年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,449,453	1,607,904	△143,724	4,280,768
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△135,840	△135,840		△135,840
当期純利益				317,041	317,041		317,041
土地再評価差額金の取崩				486	486		486
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の計	—	—	—	181,687	181,687	—	181,687
平成27年3月31日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,631,141	1,789,591	△143,724	4,462,455

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日残高	139,167	△649,568	△510,400	3,770,367
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△135,840
当期純利益				317,041
土地再評価差額金の取崩				486
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	61,256	△486	60,769	60,769
事業年度中の計	61,256	△486	60,769	242,456
平成27年3月31日残高	200,423	△650,054	△449,631	4,012,824

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月26日

株式会社 ウィザス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 生 越 栄美子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告をうけるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 小林博明 ㊟

監査役 住田裕子 ㊟

監査役 若松弘之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため変更案第2条のとおり事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として定款第28条第1項及び同第36条第1項を新設し、また、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として定款第28条第2項を新設するものであります。
 なお、変更案第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が、平成27年5月1日に施行され、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、全ての監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第36条第2項の一部を変更するものであります。
- (4) 上記(2)の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(16) (条文省略)	(1)～(16) (現行どおり)
(新 設)	<u>(17)電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>
<u>(17)</u> (条文省略)	<u>(18)</u> (現行どおり)
第3条～第27条 (条文省略)	第3条～第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条～第34条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の定める限度まで免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第35条 (新 設)</p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第36条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の定める限度まで免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第37条～第41条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	い 生 駒 富 男 (昭和34年9月22日生)	昭和59年2月 当社入社 平成3年3月 当社教務指導室部長 平成5年3月 当社教務本部副本部長 平成5年6月 当社取締役教務本部副本部長 平成10年4月 当社取締役第一教育事業本部部長 平成11年4月 当社取締役第一教育本部副本部長 平成13年4月 当社取締役第二教育本部教育運営部長 平成13年6月 当社取締役第二教育本部長 平成17年7月 当社常務取締役第二教育本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	9,300株
2	い 井 尻 芳 晃 (昭和31年8月3日生)	昭和58年1月 当社入社 平成3年7月 当社総務部長 平成7年2月 当社総務本部副本部長 平成8年3月 当社総務本部長 平成8年6月 当社取締役総務本部長 平成9年7月 当社常務取締役総務本部長 平成10年4月 当社常務取締役管理統括本部長 平成18年4月 当社常務取締役統括支援本部長 平成22年4月 当社常務取締役経営統括本部長 平成23年4月 当社常務取締役運営支援本部長 平成26年4月 当社常務取締役統括支援本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社学習受験社代表取締役	49,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	たけ した じゅん じ 竹 下 淳 司 (昭和40年1月29日生)	平成9年6月 当社入社 平成19年4月 当社第二教育本部事業推進室長 平成19年10月 当社第二教育本部高校運営室長 平成24年4月 当社第二教育本部第一学院高等学 校高萩校常務理事 平成25年4月 当社第二教育本部高校統括部長兼 高校事業部長 平成25年10月 当社第二教育本部副本部長兼高校 統括部長兼高校事業部長 平成26年4月 当社第二教育本部長 平成26年6月 当社取締役第二教育本部長 現在に至る	1,000株
4	※ おお た よし くに 太 田 善 邦 (昭和38年7月25日生)	平成4年12月 当社入社 平成21年3月 当社第一教育本部 第3エリア長 兼人材育成部長 平成23年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼戦略統括グループ部長 平成24年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼企画戦略部長 平成26年6月 当社執行役員第一教育本部副本部 長 現在に至る	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	※ 鉄林 修 (昭和28年11月14日生)	昭和51年4月 日清食品株式会社入社 平成17年6月 同社取締役マーケティング部長 平成19年6月 同社取締役人事部長 平成20年10月 日清ホールディングス株式会社 取締役CAO（総務責任者） 平成22年6月 同社上席執行役員 欧州総代表 （ドイツ日清、ハンガリー日清社長） 平成24年6月 同社常勤監査役	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鉄林修氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鉄林修氏を社外取締役候補者とした理由は、マーケティングや海外での事業経営、事業戦略に関する豊富な経験に加え、人事や総務といった管理部門での経験を通じて幅広い知見を有しており、当社のグローバル化をはじめ、経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としまして、鉄林修氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

当社取締役の報酬等の額は、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、かかる報酬等の額の範囲内で、取締役（社外取締役は除く）に対する報酬等として年額20,000千円以内のストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込債務とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における当社取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準としております。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は5名であり、第2号議案が承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は1名）であります。

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権

1個当たり100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式100,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

1,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役等の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、当社取締役会の決議により発行し割り当てることを検討しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中央区西心齋橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォントナ」



●地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線心齋橋駅下車 (⑧番出口)